

① 件 名	共同利用漁業倉庫（膜構造）の無償譲渡について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 東日本大震災で被災した石巻市水産物地方卸売市場石巻売場の荷捌き機能の早期回復のため、平成23年9月に独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が石巻漁港西港に仮設の膜構造水揚げ棟（長さ90m×2棟）を建設し、市は完成した平成24年1月から供用を開始した。 市と中小機構とは、施設設置1年後（平成24年12月）に当該施設を市に無償譲渡する内容を盛り込んだ「整備運営に関する基本契約」を締結しており、平成27年9月の新魚市場全面供用開始時まで市の所有物として西港での水揚げの荷捌きに使用してきた。 市は、仮設水揚げ棟の解体撤去の検討に入った際、施設を漁業協同組合が再利用する場合にその移設費用について中小機構から全額補助を受けられる制度があったため、市内の漁協に対して意向調査を行ったところ、県漁協管内4地区への移設の希望があり、中小機構の採択が得られたことから、市が平成27年度事業として移設業務を実施したものの。</p> <p>【目的】 今後の維持管理については、漁業者の受益者負担により責任を持って行うようにするため、4施設を宮城県漁業協同組合に対して無償譲渡する。なお、公共的団体に無償譲渡することについては基本契約に記載があり、中小機構との事前調整が整っている。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 石巻市仮設施設の整備及び運営事業に関する基本契約（独立行政法人中小企業基盤整備機構）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成27年6月 石巻漁港西港仮設膜構造水揚げ棟の移設等について検討開始</p> <p>平成27年8月 宮城県漁業協同組合代表理事理事長小野喜夫から石巻漁港西港の仮設膜構造水揚げ棟再利用について要望の提出を受ける。</p> <p>平成27年9月 石巻漁港西港仮設膜構造水揚げ棟の移設における移設助成金交付申請書を独立行政法人中小企業基盤整備機構へ提出</p> <p>平成27年9月 独立行政法人中小企業基盤整備機構から移設助成金交付決定通知書を受理</p>

平成28年3月
4地区への移設業務完了

平成28年4月
独立行政法人中小企業基盤整備機構へ移設業務完了書類等を提出

⑤ 主な内容

石巻漁港西港（石巻市魚町一丁目26番4）に設置していた膜構造水揚げ棟を分割して移設した次の共同利用漁業倉庫4棟を、宮城県漁業協同組合に無償譲渡するもの

設置場所及び評価額等

設置場所	住所	面積	評価額
宮城県漁業協同組合 寄磯前網支所	石巻市前網浜前網4番地2	286 m ²	27,972,000 円
宮城県漁業協同組合 石巻地区支所	石巻市牧浜字須田浜4番地1	352 m ²	29,397,600 円
宮城県漁業協同組合 石巻地区支所	石巻市荻浜字荻浜35番地	528 m ²	44,431,200 円
宮城県漁業協同組合 石巻市東部支所	石巻市小積浜字大木戸沢中峯山3番地1	286 m ²	25,639,200 円
合計		1,452 m ²	127,440,000 円

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

漁業用倉庫が不足していた市内4地区に当該施設を整備したことで、沿岸漁業の生産活動の活性化につながるるとともに、譲渡することにより他地区の施設と同様に宮城県漁業協同組合の施設として地域が責任主体となって維持管理する体制が構築できる。

⑦他の自治体の政策との比較検討

なし

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成28年6月 平成28年市議会第2回定例会に財産の無償譲渡について提案
議決後に無償譲渡及び独立行政法人中小企業基盤整備機構へ譲渡届出書の提出

⑨その他

なし